

法改正によるテキスト一部変更のお知らせ

法改正に基づき、極テキスト（INPUT編）の記述の一部を変更しましたので、お知らせ致します。

【供託・司法書士法】

頁数	場所	誤	正
83・89	例外c 1行目	還付請求をする者が <u>個人</u> であり、その者が <u>提示</u> した以下のいずれかの書面により、その者が <u>本人であることの確認をすることができる</u> 場合(規26Ⅲ②)	還付請求をする者が <u>個人</u> であり、その者が <u>提示</u> し、かつ、その <u>写しを添付</u> した以下のいずれかの書面により、その者が <u>本人であることの確認をすることができる</u> 場合(規26Ⅲ②-平29.3.13施行)
	(注3)⑤	取戻請求をする者が <u>個人</u> であり、その者が <u>提示</u> した以下のいずれかの書面により、その者が <u>本人であることの確認をすることができる</u> 場合(規26Ⅲ②)	取戻請求をする者が <u>個人</u> であり、その者が <u>提示</u> し、かつ、その <u>写しを添付</u> した以下のいずれかの書面により、その者が <u>本人であることの確認をすることができる</u> 場合(規26Ⅲ②-平29.3.13施行)

(注) 運転免許証等の各書面を提示するだけでなく、その写しを添付することが必要となりました。

—平成29年3月13日施行

【商業登記法Ⅲ】

頁数	場所	訂正内容
8	④新所在地分の申請書の作成	下記のとおり

④新所在地分の申請書の作成

- a 移転先に既存支店がある場合 ⇒ 登記記録がある
ア申請書の冒頭に支店を記載する

理由

※その登記所の管轄に支店があることを申請書の上で明瞭にするため



これで、移転先に支店ありのパターンであることが登記官にもわかる



それだけの趣旨なので、支店が数個あっても1つ記載すれば足りる

イ新所在地分の申請書には、従来、「登記すべき事項」として、現に効力を有する登記事項をすべて記載する必要があったが、本店を移転した旨及びその年月日のみを記載すれば足りることとなった（平29.7.6第111号）。

⇒登記すべき事項に「年月日本店移転」とだけ記載すればOK

また、本店を移転した旨及びその年月日の他は、「別添登記事項証明書記載のとおり」と記載し、当該登記事項証明書と申請書とを契印する方法も認められていた（平成19年11月12日第2451号）が、今回の先例により、**登記事項証明書の添付も不要**となった。

※經由申請がなされることから、申請人の会社法人等番号は、新所在地の登記にも明らかであり、これを利用し、当該会社の現に効力を有する登記事項はすべて確認ができるため。

新所在地において既に存在するその会社の**登記記録は、閉鎖**しなければならない（規65Ⅳ）

過去問

9-8~9-10

一問一答

9-1

ウ新所在地における登記記録

商号	極商事株式会社	
本店	大阪市中央区伏見町一丁目1番1号	
役員に関する事項	取締役 田中太郎	平成28年6月27日就任
登記記録に関する事項	平成28年7月1日神戸市中央区海岸通一丁目1番1号から本店移転 平成28年7月10日登記	

登記研究の新たな見解に基づくテキスト一部変更のお知らせ

登記研究において新たな見解が示されたことに基づき、極テキスト（INPUT編）の記述の一部を変更しましたので、お知らせ致します。

【不動産登記法 I】

頁数	場所	誤	正
86	(2) ④※	※本国官憲作成の署名証明書 or 日本にある、その者が所属する国の大使館が発行する署名証明書。	※本国官憲作成の署名証明書 or 日本にある、その者が所属する国の大使館・領事館が発行する署名証明書。 登記義務者が印鑑登録をすることができない外国人の場合、 <u>日本の公証人の作成した署名証明書</u> の提供をもって、印鑑証明書に代えることができる（登研828号参照）。

(注) 日本の公証人が作成した署名証明書についても、その適格性が認められるとした。

法改正によるテキスト一部変更のお知らせ

先例の変更にに基づき、極テキスト（INPUT編）の記述の一部を変更しましたので、お知らせ致します。

【商業登記法Ⅲ】

頁数	場所	訂正内容
8	④新所在地分の申請書の作成	下記のとおり

④新所在地分の申請書の作成

- a 移転先に既存支店がある場合 ⇒ 登記記録がある
ア申請書の冒頭に支店を記載する

理由

※その登記所の管轄に支店があることを申請書の上で明瞭にするため
▼
これで、移転先に支店ありのハ^oターンであることが登記官にもわかる
▼
それだけの趣旨なので、支店が数個あっても1つ記載すれば足りる

イ新所在地分の申請書には、従来、「登記すべき事項」として、現に効力を有する登記事項をすべて記載する必要があったが、本店を移転した旨及びその年月日のみを記載すれば足りることとなった（平29.7.6第111号）。

⇒登記すべき事項に「年月日本店移転」とだけ記載すればOK

また、本店を移転した旨及びその年月日の他は、「別添登記事項証明書記載のとおり」と記載し、当該登記事項証明書と申請書とを契印する方法も認められていた（平成19年11月12日第2451号）が、今回の先例により、登記事項証明書の添付も不要となった。

※經由申請がなされることから、申請人の会社法人等番号は、新所在地の登記にも明らかであり、これを利用し、当該会社の現に効力を有する登記事項はすべて確認ができるため。

新所在地において既に存在するその会社の登記記録は、閉鎖しなければならない（規65Ⅳ）

過去問 9-8~9-10

一問一答 9-1

ウ新所在地における登記記録

商号	極商事株式会社	
本店	大阪市中央区伏見町一丁目1番1号	
役員に関する事項	取締役 田中太郎	平成28年6月27日就任
登記記録に関する事項	平成28年7月1日神戸市中央区海岸通一丁目1番1号から本店移転 平成28年7月10日登記	

法改正によるテキスト一部変更のお知らせ

先例及び法務省HPの変更に基づき、極テキスト（INPUT編）の記述の一部を変更しましたので、お知らせ致します。

【商業登記法Ⅲ】

頁数	場所	訂正内容
8	④新所在地分の申請書の作成	下記のとおり
11	申請書	下記のとおり

1 登記すべき事項

登記記録に関する事項
平成28年7月1日神戸市中央区海岸通一丁目1番1号から本店移転

④ 新所在地分の申請書の作成

- a 移転先に既存支店がある場合 ⇒ 登記記録がある
ア 申請書の冒頭に支店を記載する

理由

※その登記所の管轄に支店があることを申請書の上で明瞭にするため
▼
これで、移転先に支店ありのパターンであることが登記官にもわかる
▼
それだけの趣旨なので、支店が数個あっても1つ記載すれば足りる

イ 新所在地分の申請書には、従来、「登記すべき事項」として、現に効力を有する登記事項をすべて記載するが必要があったが、本店を移転した旨及びその年月日のみを記載すれば足りることとなった（平成29.7.6第111号）。

ただし、法務省HPの記載例によれば、登記すべき事項には、「登記記録に関する事項 平成〇年〇月〇日〇〇〇〇から本店移転」と記載するのが望ましいといえる。

また、本店を移転した旨及びその年月日の他は、「別添登記事項証明書記載のとおり」と記載し、当該登記事項証明書と申請書とを契印する方法も認められていた（平成19年11月12日第2451号）が、今回の先例により、登記事項証明書の添付も不要となった。

※經由申請がなされることから、申請人の会社法人等番号は、新所在地の登記官にも明らかであり、これを利用し、当該会社の現に効力を有する登記事項はすべて確認ができるため。

新所在地において既に存在するその会社の登記記録は、閉鎖しなければならない（規65Ⅳ）

過去問 9-8~9-10

一問一答 9-1

ウ 新所在地における登記記録

商号	極商事株式会社	
本店	大阪市中央区伏見町一丁目1番1号	
役員に関する事項	取締役 田中太郎	平成28年6月27日就任
登記記録に関する事項	平成28年7月1日神戸市中央区海岸通一丁目1番1号から本店移転 平成28年7月10日登記	